

電気通信事業ガバナンス検討会（第19回）

議事録

1 日時

令和4年9月14日（水）14時00分～14時58分

2 場所

Web開催

3 出席者

（1）構成員

大橋座長、後藤座長代理、相田構成員、石井構成員、上沼構成員、中尾構成員、
中村構成員、古谷構成員、森構成員、山本構成員

（2）オブザーバ

内閣官房国家安全保障局参事官 岡井 隼人

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター参事官 中溝 和孝

個人情報保護委員会事務局参事官 香月 健太郎

（3）総務省

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総合通信基盤局総務課長、飯
村事業政策課長、柳迫事業政策課調査官、関口事業政策課課長補佐、近藤電気通
信技術システム課係長、井上消費者行政第二課長、小川サイバーセキュリティ統
括官室参事官（総括担当）

4 議事

（1）電気通信事業のガバナンス強化に向けた規律の詳細の検討状況について

（2）その他

【大橋座長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから電気通信事業ガバナンス検討会第19回の会合を開催いたします。本日、大変お忙しいところ、皆様、御参集いただきまして、ありがとうございます。

まず、事務局より連絡事項のほういただければと思います。

【関口事業政策課課長補佐】 本検討会の事務局を務めます、総務省の事業政策課の関口でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議はWebExでの開催とさせていただきます。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言されたい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを確認次第、座長から発言者を指名いただきます。

一般傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

資料については、ウェブ会議上にも答弁いたしますが、表示が遅れることもございますので、事前にお送りした資料をお手元に御用意いただけますと幸いです。

事務局からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、議事のほうに入ります。本日の主な議事は1つでございます。電気通信事業のガバナンス強化に向けた規律の詳細の検討状況についてということで、事務局から、初めに、まず全体の検討体制について御説明いただいた後、それぞれの場で検討されている状況について、御報告をいただくという形で進められればと思います。

まずは、事務局から、資料の19-1と19-2、つくっていただいていますので、そちらの御報告のほうをお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 事務局です。資料の19-1と資料19-2の特定利用者情報関係までは、まず、事業政策課の柳迫より御説明いたします。

最初に、資料19-1を御覧ください。電気通信事業のガバナンス強化に向けた規律の詳細の検討体制でございます。

1 ページを御覧ください。改正電気通信事業法では、ガバナンス強化として4つの規律がございます。1つ目が、大規模な電気通信事業者に対する特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律でございます。2つ目が、利用者情報の外部送信に係る規律でございます。3つ目が事業者間連携によるサイバー攻撃対策、そして、4つ目が重大事故等のおそれのある事態の報告制度の整備でございます。それぞれにつきまして、現在ワーキンググルー

プ等で、今後の省令改正に向けた検討が行われていますので、順に検討状況を御報告いたします。

それでは、資料の19-2を御覧ください。利用者に関する情報の適正な取扱いに関する規律の詳細の検討状況でございます。

1 ページを御覧ください。利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度の規律としましては、1 ポツの特定利用者情報の適正な取扱い関係と2 ポツの外部送信関係がございます。私のほうからは、特定利用者情報の適正な取扱い関係を中心に御説明いたします。

2 ページを御覧ください。利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度の適用対象でございます。特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律は、電気通信事業者のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者が規律の対象になります。今回の電気通信事業法の改正によりまして、規律の対象となる電気通信事業者には、大規模かつ分野横断的な検索サービスや大規模なSNSのサービス等を提供する電気通信事業者も、それぞれ検索情報電気通信役務、媒介相当電気通信役務を提供する電気通信事業者として、規律がかかることとなります。下の外部送信に関する規律につきましては、電気通信事業者に加えまして、電気通信事業者以外の者である電気通信事業を営む者に対しても規律の対象となっております。

3 ページからが、特定利用者情報の適正な取扱い関係についてでございます。

4 ページを御覧ください。改正電気通信事業法が本年6月に公布されまして、本年6月から、特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律の詳細を検討するために、電気通信事業ガバナンス検討会の下で特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループが開催されました。ワーキンググループの主査は大橋先生でございまして、関係団体の皆様にも御参加していただきながら、丁寧に検討を進めてまいりました。9月のワーキンググループを経て、9月12日にワーキンググループの取りまとめを公表したところでございます。今後、この取りまとめを踏まえまして省令案を策定して、審議会の諮問・答申を経て、年内に省令を制定、公布する予定でございます。

5 ページを御覧ください。特定利用者情報に関する適正な取扱いに係る規律としましては、5 ページの真ん中の黒い四角の中の白抜きの数字で書いており、1 から8 の規律につきまして、6 ページ以降で御紹介いたします。

6 ページを御覧ください。最初に、特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律の対象者でございます。①としまして、規律の対象となる電気通信役務は何かということござい

ます。電気通信事業ガバナンス検討会では例示として、利用者数が1,000万人以上である電気通信役務を規律の対象として示されておりました。ワーキンググループの議論を踏まえまして、無料と有料の電気通信役務で場合分けをしております。無料の電気通信役務の場合は、利用者数が1,000万人以上である電気通信役務、有料の電気通信役務の場合は、利用者数が500万人以上である電気通信役務と分けてございます。有料の電気通信役務の利用者数を500万人以上としたのは、有料の電気通信役務は利用者の期待が一層高いということと、無料の電気通信役務は1人で複数のアカウントを利用することが少なくないこと、こういったことを理由に有料の電気通信役務の利用者数を500万人以上としてございます。

②が、検索サービスのうち、今回、規律の対象となる検索情報電気通信役務に該当するものは何かというものでございます。こちらにつきましては、利用者数が1,000万人以上である電気通信役務であることと、電気通信事業ガバナンス検討会でも示された分野横断的な検索サービスを提供する電気通信役務ということございまして、レストランとか商品など特定分野の検索サービスは対象外となっております。

③が、SNS等の不特定者間の情報の送受信を実質的に媒介するもののうち、今回、規律の対象となる媒介相当電気通信役務に該当するものは何かというものでございます。こちらにつきましても、利用者数が1,000万人以上である電気通信役務であることと、主として、コミュニケーションに係る情報を実質的に媒介する電気通信役務ということで、こちらも電気通信事業ガバナンス検討会の考え方を踏襲しておりまして、付随的に実質的な媒介を行う電気通信役務ですとか、商取引に関する情報のみを取り扱う電気通信役務は対象外となっております。

④につきましては、今回、規律の対象外となる電気通信事業者に対しましても、ガイドライン等で特定利用者情報の適正な取扱いを推奨していくというものでございます。

7ページを御覧ください。情報規律の対象者の指定に際して報告を求める情報等でございます。先ほどの規律の対象者として、利用者数が1,000万人以上の無料の電気通信役務と利用者数が500万人以上の有料の電気通信役務を提供する電気通信事業者を指定するというので、誰からどのような情報の報告が必要かということでございます。報告の対象者としましては、電気通信事業者、検索サービスの提供者、不特定者間の情報の送受信を自主的に媒介するサービスの提供者のうち、前年度の利用者数が、無料の電気通信役務の場合は900万人以上、有料の電気通信役務の場合は、450万人以上の方を報告の対象としております。

報告方法につきましては、以下のア、イの分類で報告していただき、無料の場合ですと、アの900万人以上1,000万人未満に該当する場合とイの1,000万人以上に該当する場合に報告していただき、規律対象である1,000万人以上に該当するかどうかを確認する形になっています。また、報告の頻度としましても、ア又はイの報告をした者は、他の分類への変更があった場合にのみ、変更報告をするという形にしております。

下へ行きまして、3ポツの情報規律の対象となる特定利用者情報の内容としましては、利用者を識別できる情報のうち、データベース等を構築する情報が該当するというので、こちらでも電気通信事業ガバナンス検討会の考え方を踏襲してございます。

8ページを御覧ください。情報規律の内容でございます。4ポツとして、情報取扱規程の記載事項についてでございます。こちらにつきましては、特定利用者情報の安全管理に関する事項、委託先の監督に関する事項、情報取扱方針の策定及び公表に係る体制に関する事項、情報の取扱状況の評価に係る体制及び方法に関する事項、これに加えまして、今回、省令で定める事項として、従業員の監督に係る体制及び方法に関する事項としております。これにつきましては、電気通信事業者が情報取扱規程を今後、策定していくというプロセスが発生しますので、事業者の参考になるよう、総務省において、具体的な記載事例等を示した情報取扱規程の記載マニュアルの策定が望ましいとしているところでございます。

5ポツに行きまして、情報取扱方針の記載事項についてでございます。情報取扱方針というのは、利用者が電気通信役務を適切に選択できる機会を確保するということが目的でございますので、ホームページにおいて、利用者が理解しやすい方法によって示していくということが必要になります。記載事項としましては、取得する特定利用者情報の内容に関する事項、情報の利用の目的及び方法に関する事項、安全管理の方法に関する事項があり、この安全管理の方法に関する事項の中には、外国に所在する第三者に情報の取扱いを委託する場合ですとか、外国に所在するサーバーに情報を保存する場合に、所在国の名称を記載事項として定めてございます。また、委託先やサーバーの所在国で、政府の情報収集活動への協力義務を課すことによって、電気通信事業者が保有する特定利用者情報について、政府の収集が可能となる制度、この制度は、あくまで利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限るということで、ガバメントアクセスの存在についても記載事項になってございます。それ以外にも、利用者からの相談等に応ずる営業所等の連絡先ですとか、特定利用者情報の漏えいに係る事案の内容及び時期の公表が記載事項とな

っております。

9 ページを御覧ください。情報規律の内容の続きでございます。6 ポツが特定利用者情報の取扱状況の評価を行うべき事項でございます。こちらにつきましては、情報取扱規程及び情報の取扱方針の順守状況、そして、外部環境変化による影響として、外国の法的環境の変化や特定利用者情報に係るサイバー攻撃のリスク等を挙げてございます。また、内部環境の変化による影響として、通信事故といったものを想定してございます。

7 ポツが特定利用者情報統括管理者の要件でございます。改正電気通信事業法で統括管理者の選任義務が課されまして、統括管理者の要件としましては、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位というのが法定要件となっております。これに加えて何を要件とすべきかということでございます。現行、電気通信事業法でも電気通信設備統括管理者の事例がございまして、これを参考に、3年以上実務に従事した経験を有することとしてございます。

8 ポツが特定利用者情報の漏えい報告についてでございます。現行の電気通信事業法の第28条でも、通信の秘密の漏えいにつきましては、利用者の数に関わらず報告が必要となっておりますので、今回は通信の秘密以外の特定利用者情報の漏えいについて報告対象とすべきかということでございます。この点につきましては、利用者の数が1,000人を超える特定利用者情報の漏えいが生じた場合に報告義務を課すということにしております。こちらにつきましても、1,000人というのは、個人情報保護法の施行規則第7条に基づき、個人データについては、本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生した場合に報告義務の対象になっておりますので、そことの並びを取ってございます。また、利用者の数が1,000人以下の場合でありましても、先ほどのガバメントアクセスによって特定利用者情報が取得された場合も報告の対象とすることが考えられると、取りまとめられたところでございます。

以上が、特定利用者情報の関係でございます。

【井上消費者行政第二課長】 それでは、外部送信の関係について説明させていただきます。消費者行政二課でございます。よろしくお願いいたします。

1 枚おめくりいただきまして、12ページでございます。外部送信に関する規律につきましては、プラットフォームサービスに関する研究会の下にございます、プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに係るワーキンググループで検討してまいりました。検討の経緯につきましては、この箱にございますように、今年の6月から詳細検討いたし

まして、8月の23日、省令案の方向性を含む第2次取りまとめの策定いたしました。その第2次取りまとめを踏まえまして、省令案につきまして、ワーキンググループの中で8月25日、9月7日と決定しているところでございます。こちらについて、今後、パブコメを経て、年内に省令を策定、公布予定と考えてございます。

次のページおめくりくださいませ。外部送信について、規律で定めるべきことは下の青いところ、外部送信のところ、1から4とあるとおりでございます。まず、1つ目は、1のところでございますように、利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信を提供する者、言わば、この規律の対象となるものでございます。それから少し順番が前後いたしますけれども3番でございますように、外部送信を行うに当たって、利用者に通知または公表をする事項、それから、その例外というのを省令で定めることとなっております。その間に、2のところでございますけれども、利用者に対して通知、または公表する方法、それから、利用者に確認の機会を与える別の方法として、通知公表のほか、同意取得、そしてオプトアウト措置がございますので、4としてオプトアウト措置に関する規定も省令で定めることとしてございます。

それでは、それぞれについて御説明いたします。次のページを御覧ください。1つ目は外部送信規律の対象者でございます。ここにございますように、その役務、外部送信の規律の対象となる役務として、ブラウザまたはアプリケーションを通じて提供される以下のもの、利用者間のメッセージ媒体、SNS電子掲示板、動画共有サービス、オンラインショッピングモール、オンライン検索サービス、各種情報のオンライン提供、こういったサービスを提供する方が規律の対象にするということでございます。

次のページを御覧ください。通知、または、容易に知り得る状態でございます。上の①のほうが、通知または容易に知り得る状態の方法に関するものでございます。②のほうが、通知または容易に知り得る状態に置くべき事項、利用者に通知または公表するべき事項でございます。

1つ目のほう、通知または利用者が容易に知り得る状態に置く方法でございますけれども、3点ございます。通知または公表で共通事項、それから通知で行うべき事項、それから容易に知り得る状態でございます。例えば、通知または公表に共通する事項といたしまして、日本語で記載、専門用語を避け、平易な表現を用いるといったことを規定したいと思っております。それから通知の方法でございます。ここにあるのは、ポツは選択肢でございます。いずれかということでございますけれども、例えば、2行目でございますけれども、ポ

ップアップ等により表示するとしてございます。それから容易に知り得る状態といたしまして、情報取送信指令通信が埋め込まれているウェブページから、その通知または公表事項がすぐにアクセスできるようにするといったことを規定したいと思っております。

2のほうでございますけれども、通知または容易に知り得る状態に置くべき事項といたしましては3点ございまして、1つは情報の内容、どういったものを送るか、2つ目、その情報を取り扱う者の氏名、3つ目でございますけれども、送信されることの利用者に関する情報の利用目的でございます。

次のページを御覧ください。通知または公表する事項の例外がございます。具体的には、大きく2つございまして、1つは符号、音響または映像を適正に表示するために必要な情報、具体的にはOS情報や電気通信役務の提供のために真に必要な情報でございます。それ以外にも、入力をした情報の保持等に必要な情報とかログインに関する情報、セキュリティーネットワークに関する必要な情報、これらについては、通知または公表を要する事項と考えてございます。

最後でございますけれども、オプトアウト措置について規定すべきことでございます。オプトアウト措置を講じていること、オプトアウト措置の内容、法律の中で情報の送信停止、送信された情報の利用の停止という選択肢がございますので、どちらを選択するかということ。それからオプトアウトを受け付ける方法でございます。その他、以下の事項についても、オプトアウト措置をやる場合には、公表するように規定したいと思っております。

以上の論点につきまして、省令で定めていきたいと考えております。以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。今回、4つの論点について詳細な検討体制ということで、資料の19-1で頂いたものの初めての御報告ということですが、最初の1ポツ、2ポツということで、特定利用者情報の取扱いと外部送信について、今、御報告をいただいたところです。

それでは、御質問、あるいは御意見等ありましたら、ぜひいただければと思いますので、チャット欄で御発言の意思を示していただければ指名をさせていただきたいと思います。それでは、ありがとうございます。中村構成員からお願いいたします。

【中村構成員】 ありがとうございます。よくまとまっていて、分かりやすいなど、まず、感じました。

それで、質問は9ページ目のところで、8、報告が必要となる特定利用者情報の漏えいというところなんですけれども、いわゆる外国政府により、特定の利用者情報が取得され

たというのは分かるんですかね。すなわち実効性があるのかというところが、ちょっとだけ気になったんですけれども。すなわち、例えばFBIでもいいですし、中国政府が何らかの形で情報を持っていったときに、自分たちが情報を持っていったということを、逆に向こうの法律で公表できないんじゃないんですかね。

【大橋座長】 以上が御質問ですか。

【中村構成員】 以上です。その1点だけです。

【大橋座長】 ありがとうございます。後ほど、事務局のほうからガバメントアクセスについて御回答いただこうと思いますので、続きまして、石井構成員、お願いします。

【石井構成員】 資料の19-2の8ページ目になりますが、情報取扱い方針の記載事項で、利用者が適切な判断を行えるようにということで、列挙していただいている項目がありますが、その中でも、特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項のウのところですか、外国に所在するサーバーに特定利用者情報を保存する場合には、サーバーの所在国の名称ということで記載がありますが、括弧のところでサーバー設置者から当該所在国の情報が提供されない場合は、当該設置者の名称及び設置者の選択理由と記載されている部分について、若干懸念があるかなと思います。

サーバー所在国、どこの国にデータが保存されているか、特に国がどこかというのが分かるというのは、多少感度があれば、先ほど中国という言葉も出ていましたけれども、情報収集制度があつたりですとか、あとデータローカライゼーションを設けている国かもしれない。ある程度、リスクがあるかもしれないということを利用者が把握するきっかけになる情報になるかと思いますが、それすら情報が提供されないという場合がある。

それが対象となる情報が通信の秘密を含む、重要な特定利用者情報になってくるとなると、この例外が拡大すれば、取扱方針の重要部分が骨抜きになる可能性があると思いますし、そもそもこういう例外を拡大解釈されないようにするという事も十分留意していただく必要があるのではないかと思いますので、この点は懸念として残されるかと思いません。

今後の議論で、あまりこういう例外が広がらないようにするという事と、そもそもこういう例外で大丈夫ですかということも検討の余地があろうかと思えます。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。続きまして、後藤構成員、お願いします。

【後藤座長代理】 ありがとうございます。まず、大橋先生ほかワーキンググループの

皆様、本当にありがとうございます。方向性を固めることは大変だったと思います。御礼申し上げます。

今後についてですが、総務省が実際の運用マニュアル等をつくって回せるようにしていくということが一番ポイントと思っています。その際、多分ワーキングでも議論になったと思いますが、御案内のとおり、今のサービスは非常に変化が激しい、サービス同士が連携したり、相互にサプライチェーンを構成したり、また、M&Aが起こったり、時間的にも変化しますし、仕組み的にもどんどん変化すると。

そういう中で、1年後のサービス状況さえも予測できない状況において、どうしていくのか。特にマニュアルのようなものは非常に大事だと思っています。実際、この区分の数値、ユーザーが何万人かという扱いが難しいので、運用マニュアルは大事だと思うのですが、そのマニュアル自体もフレキシブルにつくられて運用されないと、常にサービスの変化に、後追いのルールになってしまいかねないわけです。

すぐに答えは出ないと思うのですが、フレキシブルに変化、一緒に変化し続けられるマニュアル制度の考え方の確認の仕組み、それをぜひ御検討いただきたいと思ったところでございます。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。私は1点だけ、WGでも申しあげましたことなので、繰り返して申し訳ないですけども、検討会の先生方との共有ということの趣旨も含めまして、申しあげたいと思います。

資料19-2の外部送信関係の15ページ、措置を取ることを不要とする情報のところで、これは、やむにやまれぬものは通知公表も不要とするということなわけですが、上の3の2項目あります、符号、音響のやつと、その他のやつがありますが、その上のほうの項目の2行目に、その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報というのがあります。もともと申しあげていたこととしましては、これは限定列挙することに意味があるのではないかということとして、もしこれは微妙だなということがあれば、別にそれは例外あつかいせず、通知、公表していただければいいだけの話じゃないかということをお願いしていましたが、これでも結構かと思っておりますけれども、真に必要な情報のところで解釈が分かれて、事業者さんが、これはうちのサービスのためには必要だから別にいいのではないかと誤解をされないように、ガイドラインでしっかりと趣旨をお書きいただいて、

そういった問題が生じないようにお願いしたいと思います。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。中尾構成員、お願いします。

【中尾構成員】 中尾でございます。今、森先生のほうから御指摘いただいた点も確認したかったんですけど、そういうことですね。ガイドライン等で具体的に書かれると。了解いたしました。

それと、9ページを御覧いただきたいんですけど、9ページの上の6のところ、特定利用者情報の取扱い情報の強化ですが、これは特定利用者情報を取り扱う事業者が自己評価をするということだと思いますけど、規定とか方針を遵守するというのは当然だと思います。しかし、その下に外部環境の変化とか内部環境の変化については、内部環境の変化、両方とも、何となく非常にハイレベルな書き方をされているので、もう少し具体的な話、例えば外部環境であれば、海外の法的環境がこのように変わったときのリスクを想定することとかを記載した方がよいと思います。また、サイバー攻撃のリスクに関して、全般的なサイバー攻撃のリスクを考慮することは非常に大変なことになるんですが、情報の取扱いに関する攻撃に起因するようなリスクというのはどういうことを想定するのかというのが、先ほどのようなガイドラインとか、どのように詳細、もう少し分かりやすくするのかというのはあると思いますけど、このようなことの追記が必要かなという気がいたします。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。以上、御発言希望の構成員の皆様方には御発言をいただいたということで大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

幾つか御質問もありますので、事務局から順に御回答いただくことは可能でしょうか。

【柳迫事業政策課調査官】 事務局です。御意見、御質問をいただき、ありがとうございます。

それでは、事業政策課の柳迫から、特定利用者情報関係の御意見、御質問について回答させていただきます。

最初に、中村先生からの御質問は、ガバメントアクセスがあり、相手国の法令で守秘義務などが課された場合に、そもそも実効性があるのかといった点についてです。この点につきましては、実はワーキンググループでも同様な議論がございました。現行の電気通信事業法でも、ガバメントアクセスで、利用者の有効な同意なく、通信の秘密の情報が取得

された場合にも、通信の秘密の漏えいに該当するというので、報告の対象になります。

また、個人情報保護法の世界でも、ガバメントアクセスによって、利用者の有効な同意なく、利用者情報が取得された場合は、同意のない第三者提供ということで法律違反になるということもございまして、現行の法律とのバランスを考えても、特定利用者情報の漏えいがあった場合に報告を求めるといふことに違和感はないのかと思います。

また、今回の改正電気通信事業法では、特定利用者情報の適正な取扱いを図るといふ目的がございまして、それが外国の法制度を理由にできないといふことはなかなか難しいと考えており、報告をしていただく必要があると考えてございます。

次に、石井先生から御意見のあった資料の8ページで、サーバー所在国の名称を記載する点でございます。こちらにつきましては、今回の取りまとめでは、サーバーの設置者から所在国の情報が提供されない場合に、設置者の名称と設置者の選択理由を記載すればよいといふことで、これが例外として広がって、骨抜きになるおそれが御懸念の点だと認識しています。御意見のとおり、本来であれば国名を記載するといふことが望ましいと考えています。

ただし、この点はワーキンググループでも様々な議論があったところでございまして、情報取扱方針を公表する目的が、事業者による特定利用者情報の取扱いが適切かどうかといふことを利用者が把握することで、信頼できる事業者、サービスを利用者が適切に選択できる機会を確保するものでございます。

そういった目的の趣旨を踏まえると、仮にサーバー設置者からサーバーの所在国の情報が提供されない場合があったとしても、そこはやむを得ない措置といふことで、設置者の名称と選択理由を情報取扱方針に記載してもらうことにより、利用者に対して事業者と役務を適切に選択するための判断材料を示すといふことにつながると考えています。

また、電気通信事業者の側でも、こういう形で記載して、公表することにより、自分たちのサーバー設置者の選択がそもそも適切だったのかと再考することにもつながると考えますので、次善の策として、今回、こういった形でサーバーの設置国の情報が得られない場合の措置を示したところでございます。

次に、後藤先生から、運用マニュアルが大事であり、今後、インターネットの環境は変化が激しいので、フレキシブルに対応してほしいといふ旨の御意見がございました。こちらにつきましては、インターネット関連サービスは、今後も様々な変化が起きてこようかと思っています。そのため、規律の対象となる利用者数のカウントの方法につきまして

も、インターネット関連サービスにつきましては、最終とりまとめにおいて、図2-4で示した報告対象の役務区分で複数のサービスを提供している場合には、実態に応じて、合理的な分類により報告することも許容されるといったような記載も設けていまして、できるだけ変化に対して柔軟に対応していこうと考えています。運用マニュアルにつきましても、こういったインターネット関連サービスの実態の変化も踏まえながら、後藤先生御指摘のとおり、フレキシブルに検討していきたいと思っています。

最後に、中尾先生から、9ページの特定利用者情報の取扱い状況の評価についての御意見がございました。今回、外部環境の変化、内部環境の変化として、例を記載させていただきました。これから実際に、評価というのは事業者の自主的な取組を促していくものではございますけど、どういった評価をすればよいか、この記載だけでは分かりにくいところもございますので、そこは今後、ガイドライン等でうまく明示できないか、検討していきたいと考えております。

以上が、特定利用者情報関係の回答でございます。

外部送信関係について、消費者行政二課から、何かございましたらよろしく願います。

【井上消費者行政第二課長】 消費者行政二課、井上でございます。

一言だけ、森先生、中尾先生から御指摘いただきました、通知、公表の措置を不要とする情報の真に必要な情報でございます。森先生からもお話がございましたように、真に必要な情報について、具体的にガイドライン、その解説、FAQ等々ありますけども、そういったところで具体的に説明してまいりたいと思います。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

以上の御回答で、追加でもし御質問、御意見等ありましたら、構成員の方々からいただければと思いますが、皆様大丈夫そうですか。ありがとうございます。

まだ、もう一つ、御報告のほうが残っていますので、そちらも併せて、行かせていただければと思います。資料の19-3、19-4もございますので、そちらも事務局より御報告をいただいて、討議させていただければと思います。では、よろしく願います。

【井上消費者行政第二課長】 ありがとうございます。資料19-3について説明させていただきます。消費者行政二課でございます。

1枚おめくりください。そちらにつきましては、若干背景を御説明させていただきますと、

電気通信事業法におきましては、電気通信事業者が連携いたしまして、法律に規定されたサイバー攻撃に対処するために、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会、通称、認定協会を通じて、情報共有等を行うスキームが整備されております。

その上で、さきの通常国会におきまして、電気通信事業法が改正されました。その中で、認定協会として対処すべき攻撃といたしまして、攻撃先設備探査というものが追加されました。攻撃先設備探査につきましては、サイバー攻撃の発生前に行われます、攻撃の予兆と認められる行為でございます。法改正によりまして、一定の要件を満たす電気通信事業者は、その予兆と認められる行為をとらえ、その情報を、認定協会を通じまして、ほかのISPとの間で共有できるようになりました。

それで、改正された電気通信事業法におきまして、攻撃先設備探査の範囲を総務省令で定めるようにとされておりました、この件につきまして、現在、認定協会であるICT-ISACと連携いたしまして、いわゆるポートスキャンと呼ばれるスキャン行為を省令として規定すべく、検討しておるところでございます。今後、ICT-ISACとも検討を進めまして、省令案を策定いたしまして、パブコメを経て年内に省令を策定、公布する予定でございます。

以上でございます。

【近藤電気通信技術システム課係長】 電気通信技術システム課から重大事故等のおそれのある事態の報告等に関する規律の詳細検討状況について報告いたします。

次のページをお願いいたします。改正電気通信事業法におきまして、電気通信事業者は重大な事故が発生した場合に加えて、重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態についても報告しなければならないと定められました。これを受けまして、IPネットワーク設備委員会の下に設置された技術検討作業班において、この制度をどのように運用するか。それから、具体的にどういった事態を報告対象にするかについて、検討を開始しております。

こちらについては、今後、年内に報告書を取りまとめまして、年明けに省令案の審議会への諮問、答申を経て、来年6月までに省令を制定、交付する予定でございます。

こちらの検討事項についてですけれども、現状として、通信サービスの事故原因が多様化して、それから通信サービス、これが重要な社会的インフラとなっておりまして、停止する場合に社会に及ぼす影響が増大したということが挙げられます。これを受けまして、重大事故が生じるおそれがあると認められる事態に関しても報告させることによって、実態把握及び原因分析等が可能になり、重大事故等の発生の未然防止、及び被害の軽減に寄

与しようという考えでございます。

報告制度の骨子案については、次のページでございます。先ほど申し上げましたとおり、こちらの報告制度ですけれども、重大な事故の未然防止及び被害の軽減を目的としておりますので、迅速な対応に資するため、事態を検知したらすぐに一報させて、その後一定期間以内に報告書を提出させるという都度報告で運用させることを検討しております。また、総務省では、こちらの事態の報告を受けた後に状況を把握して、その事態を発生した事業者に対して、必要に応じ、指導、助言等を行うという予定でございます。

また、他の事業者に対しての共有することで有益となると考えられる情報については、他の事業者に対しても内容を共有するということを考えております。また、報告された事案の一部については、総務省が設置しております、電気通信事故検証会議において検証し、再発防止策、あるいは他の事業者への教訓づくりに生かすということを考えております。

また、こちらの制度ですけれども、電気通信事業者に対しては、新たに報告の義務を課すということになりますので、過度の負担とならないよう、重大な事故につながる可能性が高いと考えられる事態に報告対象を限定するということを考えております。

こちらからは以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。資料の19-3と4について、御説明いただいたところです。

構成員の方から、また同様に、御質問、あるいは御意見いただければと思いますので、よろしく願いいたします。後藤構成員、お願いします。

【後藤座長代理】 後藤でございます。ありがとうございます。

サイバー攻撃対策の連携の取組、それから、速やかな事故のおそれのある状況について報告すること、非常に大事なことだと思っており、ぜひ前向きに進めていただければと思っています。同様のことを、米国の連邦政府のほうの動きをフォローしているのですが、気になった点がございましたので、確認させていただきたいと思います。

先週、米国のCISA、サイバーセキュリティーインフラストラクチャーセキュリティーエージェンシー、いわゆるインフラのセキュリティーの取りまとめ機関が今年3月に制定されたクリティカルインフラストラクチャーの事故に関する報告の法案の実態の運用の仕方について、RFIを出しました。これはニュースにも出ています。その状況を見ると大きく2つ違うと思っています。

米国のものは事故が起きた場合は、その事故に関して迅速に報告をすることが法律で義

務づけられています。その代わりに、義務づけられている分、インセンティブがある、見返りがある、とはっきり言っています。つまり早くレポートしてもらう代わりに、国全体として助けるよと。被害に遭った組織を、インフラ事業者を助けるよ、と言っています。その点について、今回、我々の場合どうなのだろうか。

もう一つの違いは、通信インフラだけではなくて、連邦政府が規定している、全てのクリティカルなインフラに関して同時に規定しています。つまり、インフラへのサイバー攻撃は、同種のサービスだけではなくて、異なるインフラ間で波及し得るという状況を想定しているわけです。こうなると、日本の場合は、NISCの重要インフラの検討課題かもしれません。以上の2点、つまり迅速な報告の義務とともに、助け船を出すという見返りをはっきり打ちだしそうとしていること。それから、異なるインフラサービスにまたがる連携を明示していることです。これらについて、日本でもぜひ考えていくべきではないかと思ったところがございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。ほかの構成員の方で、もし御質問等あれば、まとめていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。中尾構成員、お願いします。

【中尾構成員】 ありがとうございます。中尾でございます。

今、後藤先生からありました、CISAの話は非常に興味深く、政府がこういったような報告に対して対応の支援をするというのは、逆に非常に重要なことかなと私も伺っていて思いました。それではいただいた資料の19-3のほうから行きたいと思いますが、ICT-ISACで認定協会の業務をやっており、現在、総務省さんと連携をして、IoTに関わるいろいろな脆弱性がある可能性がある機器を探して、早期に利用者アラートを上げるといった活動ですが、現状の活動はIoT機器に関連しています。

ここで、ちょっと難しいと感じるのは、DoSに対する対応として、攻撃先の設備の探査を実施することです。例えば攻撃の発生前においても、予兆と認められるような行為というのを捉えようとするものと解釈します。目的とする方向性としては正しいのかと思うのですが、一般的なポートスキャンはいろいろな攻撃だけではなくて、スキャンをすることによって攻撃対象の全体像を把握したり、また、その機器やシステムの状況を把握するということが使われているため、攻撃に先立ったポートスキャンというのが、例えばDoS攻撃の発生前の予兆とユニークにはなりません。もう少し言うと、ここで予兆という言葉きちんと定義する必要があるのかなという気がしまして、DoS等の場合は、予兆というか、初期攻撃が予兆になると私は理解しています。従いまして、ICT-ISACでは、例えばDNSやN

TP等リフレクターを使うリフレクションアンプ攻撃がありますが、そういったような、実際の攻撃の初期挙動を予兆と考えて、早めにアラートを上げ、それらを共有するというをやっていますが、そういった活動の整備、予兆の定義も含めた整理というのが重要になるのかなという気がいたしました。

もう1点、簡単に申し上げますと、資料19-4で、これも前からガバナンス検討会ではいろいろ議論されているところだと思いますが、重要な事故が生じるおそれがある場合、これらをなかなか具体的なところを絞り込んでいくのが大変かなという気はします。1つの重要なポイントとして、重大な事故が生ずることはどうして分かるのかというと、攻撃を実際に受ける前に想定する攻撃が与える影響度を測るためのインパクト分析をして、これが重大になるだろうということが早めに分からなくてはいけないということだと思います。従って、そういった重大事故につながるということは、重大事故になるインパクト分析と連動しなくてはいけないというので、具体的な事例みたいなのが、その辺の話とうまく絡んだ、分かりやすい整理にさせていただけると非常に助かるなという気がします。何点か申し上げましたが、以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。古谷構成員、お願いします。

【古谷構成員】 ありがとうございます。重大な事故が生ずるおそれがあるという場合に報告ということですが、利用者との関係で、まだ事故が起きていない前ではありますが、アラートという話が先ほどありましたように、そういったアラートを出すタイミングといえますか、あるいは気をつけるべき留意点といえますか、それとの関係はどうなっているかを教えていただければと思います。

【大橋座長】 ありがとうございます。様々、御意見いただきありがとうございます。事務局から、今の御指摘について御回答できるところ、コメントいただけますでしょうか。

【井上消費者行政第二課長】 事務局でございます。御意見ありがとうございます。

中尾先生のお話で、ポートスキャンの話でございます。おっしゃるとおりでございます。ポートスキャンにもいろいろなものがあると承知しております。その点、引き続き、ICT-ISACともいろいろとお話をさせていただきながら決めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

簡単でございますが、以上でございます。

【近藤電気通信技術システム課係長】 電気通信技術システム課でございます。

先ほど申し上げましたとおり、報告制度及び報告対象については、現在検討を進めてい

るところでございまして、まだ確定しているわけではございません。その前提上で、インセンティブとサイバー事案についての御質問があったんですけども、インセンティブについては、どこまで制度的に担保できるか難しい面もございしますが、電気通信事業者がなるべく報告しやすいような制度にしていきたいと考えております。

また、サイバー事案に関しましては、JPCERTですとかNISC等と情報共有する既存の仕組みが存在しますので、そちらと重複しないような制度が望ましいといったような意見はいただいているところがございます。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。お時間も迫っていますが、それでは、中村構成員、手短にお願いします。

【中村構成員】 ありがとうございます。重大事故が発生する恐れのある情報の共有については、政府は、共有する情報、これは共有するべきだということのリストアップに責任があつて、この情報の流れを、全部総務省を経由させると、逆に遅くなると僕は思います。なので、情報の流通がしっかりできるようなことをサポートするのが総務省の仕事で、最終的にももちろんしっかり報告を受けるといふようなことだと思うんです。なので、この全体の体制はあまり実効性がないと思います。

ICT-ISACでいろいろな情報を共有するのに、きっと皆さんこの情報を言っているのかな、悪いのかなというところが問題になっちゃっているんじゃないのかな。だから、こういう情報はしっかり共有してくれということを総務省が言うのが大事であつて、情報の流れを規定するのはあまりよくない方法だと思います。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。重要な御指摘だと思いますが、特段、事務局から今、中村構成員の御指摘についてコメントありますか。大丈夫ですか。

今日、様々、重要な御指摘いただきましたので、まだ検討のほうは途上だと理解しております。電気通信事業ガバナンス強化に向けた規律の詳細について、今後、総務省において制度化を進めていくということですが、本日も、様々いただきました御示唆、しっかり検討の俎上に載せていただいて、取り組んでいただければと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、議題の2、その他いただいていますので、事務局から連絡事項、もしあるようであればお願いします。

【関口事業政策課課長補佐】 ありがとうございます。

本日は御議論いただきまして、ありがとうございます。本日の報告事項につきまして、今後、制度化に向けて、大橋座長からございましたとおり、総務省としても取り組んでまいりたいと思っております。今後、必要に応じまして、本検討会を開催させていただければと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。本日、限られたお時間の中で、若干急ぎ足になってしまって申し訳ございませんでした。

今日いただいた御意見ですが、しっかり検討に生かしていただけるように尽力しますので、引き続き、皆様の御協力をお願いできればと思います。

以上をもちまして、第19回の電気通信事業ガバナンス検討会は閉会といたします。大変お忙しいところ、様々、御意見いただきまして、ありがとうございました。